

○水質汚濁防止法に基づく暫定排水基準の改正について

・ほう素

令和元年 6 月 20 日付け「排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令」により、ほう素、ふっ素及び硝酸性窒素等の暫定排水基準の業種並びに基準値が改正された。そのうち、金属鉱業について設定されていたほう素については、暫定基準の値に変更はなく 3 年間の期限が設定された。（詳細は添付資料参照）

（参考）ほう素、ふっ素、硝酸性窒素等に係る暫定排水基準（金属鉱業抜粋）

| 業種 | 制限等 | 改正前（H28.7.1～R1.6.30）→改正後（R1.7.1～R4.6.30） | | |
|------------|-----|--|----------------------|------------------|
| | | ほう素 (mg/L) | ふっ素 (mg/L) | 硝酸性窒素等 (mg/L) |
| | | 一般排水基準： 10（海域は 230） | 一般排水基準： 8（海域は 15） | 一般排水基準： 100 |
| 工業 金属鉱業 | | 100 → 100 | | |

・カドミウム及びその化合物

令和元年 11 月 18 日付け「水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令」により、平成 28 年 12 月に改正されたカドミウム及びその化合物に係る暫定排水基準の適用期限が延長された。（詳細は添付資料参照）

（参考）カドミウム及びその化合物に係る暫定排水基準とその適用期間

| 業種 | 基準値（単位mg/L） | |
|------|--------------------------------|--------------------------------|
| | 改正前 | 改正後 |
| 金属鉱業 | 0.08 (H28. 12. 1R1. 11. 30) | 0.08 (R1. 12. 1～R3. 11. 30) |

一律排水基準：0.03mg/L

排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令の概要

令和元年6月
水・大気環境局水環境課

1. 改正の背景

- 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第三条により環境省令で定めることとされている有害物質ごとの一般排水基準については、排水基準を定める省令（昭和四十六年総理府令第三十五号）により定めている。
- 平成十三年に、排水基準を定める省令の一部を改正する省令（平成十三年環境省令第二十一号）により同省令を改正し、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物を追加し、それらの一般排水基準を設定した（平成13年7月1日施行）。
- その際、附則において、直ちに一般排水基準を達成することが著しく困難であった一部の工場・事業場（40業種）に対し、3年間の暫定措置として、暫定排水基準を設定した（平成16年6月30日まで）。その後、平成16年7月、平成19年7月、平成22年7月、平成25年7月及び平成28年7月に同附則を改正し、暫定排水基準の見直しを行っており、現在は、12業種について暫定排水基準が設定されている。
- 現行の暫定排水基準は令和元年6月30日を以て適用期限を迎えることから、当該12業種の暫定排水基準について、環境省において所要の検討を行った結果、11業種について、引き続き3年間の期限に暫定排水基準を設定（うわ薬製造業のほう素及びふっ素、貴金属製造・再生業のほう素に係る暫定排水基準については、一般排水基準へ移行）することとした（令和元年5月8日中央環境審議会水環境部会）。

2. 改正内容

- 平成16年、平成19年、平成22年、平成25年及び平成28年の改正と同様に、上記の排水基準を定める省令の一部を改正する省令（平成十三年環境省令第二十一号）の附則別表を改正し、業種及び対象物質ごとに、現行の暫定排水基準の廃止又は令和元年7月以降の暫定排水基準の延長及び強化（令和4年6月30日まで）の措置を定めるものである。

3. 今後の予定

施行日：令和元年7月1日

ほう素、ふっ素、硝酸性窒素等に係る暫定排水基準

| 業種 | 制限等 | 現行(H28.7.1～R1.6.30)→見直し案(R1.7.1～R4.6.30) | | | |
|-------------|-------------------------------------|--|---------------------|------------------|---------------|
| | | ほう素 (mg/L) | ふっ素 (mg/L) | 硝酸性窒素等 (mg/L) | |
| | | 一般排水基準: 10(海域は230) | 一般排水基準: 8(海域は15) | 一般排水基準: 100 | |
| 温泉 | 自然湧出 | | 50 → 50 | | |
| | 自然湧出以外 | 500 → 500 | 30 → 30 | | |
| | 昭和49年以降湧出で 50m ³ /日以上 | | 15 → 15 | | |
| 畜産 | 畜産農業 | | | 600 → 500 | |
| 工業 | うわ薬製造業 | うわ薬瓦の製造の用に 供するもの | 140 → 一般 | | |
| | | ほうろううわ薬製造業 | 40 → 一般 | 12 → 一般 | |
| | ほうろう鉄器製造業 | | 40 → 40 | 12 → 12 | |
| | 金属鋳業 | | 100 → 100 | | |
| | 電気めっき業 | 日排水量50m ³ 未満 | 30 → 30 | 40 → 40 | |
| | | 日排水量50m ³ 以上 | | 15 → 15 | |
| | 貴金属製造・再生業 | | 40 → 一般 | | 2,900 → 2,800 |
| | 酸化コバルト製造業 | | | | 160 → 120 |
| | ジルコニウム化合物製造業 | | | | 700 → 600 |
| | モリブデン化合物製造業 | | | | 1,500 → 1,400 |
| バナジウム化合物製造業 | | | | 1,650 → 1,650 | |
| 下水道 | 下水道業 | 温泉排水を受け入れている もので一定のもの | 50 → 50 | | |
| | | モリブデン、ジルコニウム 化合物製造業排水を受け 入れているもの | | | 130 → 130 |

暫定排水基準を変更せず延長
 暫定排水基準を改定して延長
 空欄は一般排水基準適用

○環境省令第一号

水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百三十八号）第三条第一項及び第二十七条の規定に基づき、排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月二十日

環境大臣 原田 義昭

排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令

排水基準を定める省令の一部を改正する省令（平成十三年環境省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを

新たに追加する。

| | | |
|--|---|-----------|
| 改 正 後 | | |
| 附 則 | | |
| 1 (略) | | |
| 2 | <p>附則別表の上欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の中欄に掲げる業種その他の区分に属する工場又は事業場に係る排水の汚染状態についての水質汚濁防止法（以下「法」という。）第三条第一項の排水基準は、この省令の施行の日から二十一年間は、この省令による改正後の排水基準を定める省令（以下「改正後の省令」という。）第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <p>3～5 (略)</p> | |
| 附則別表 | | |
| 有害物質の種類 | 業種その他の区分 | 許容限度 |
| ほう素及びその化合物 (単位 ほう素の量 に関して、一リットルにつきミリグラム) | (略) ほうろう鉄器製造業(海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。) | (略) 四〇 |
| 改 正 前 | | |
| 附 則 | | |
| 1 (略) | | |
| 2 | <p>附則別表の上欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の中欄に掲げる業種その他の区分に属する工場又は事業場に係る排水の汚染状態についての水質汚濁防止法（以下「法」という。）第三条第一項の排水基準は、この省令の施行の日から十八年間は、この省令による改正後の排水基準を定める省令（以下「改正後の省令」という。）第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <p>3～5 (略)</p> | |
| 附則別表 | | |
| 有害物質の種類 | 業種その他の区分 | 許容限度 |
| ほう素及びその化合物 (単位 ほう素の量 に関して、一リットルにつきミリグラム) | (略) ほうろう鉄器製造業(海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。) うわ薬製造業(ほうろううわ) | (略) 四〇 |

| | | | | | | | |
|--------------------------------------|--------------------------------------|-----|-----|---------------------------------|-----|-----|-----|
| ふっ素及びその化合物 (単位 ふっ素の量 に関して、一リット | | | (略) | 金属鉱業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) | (略) | 一〇〇 | (略) |
| | ほうろう鉄器製造業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) | (略) | | | | | |

| | | | | | | | | | | | |
|--------------------------------------|--------------------------------------|-----|-----|--|---------------------------------|-----|-----|-----|---|--------------------------------------|-----|
| ふっ素及びその化合物 (単位 ふっ素の量 に関して、一リット | | | (略) | うわ薬製造業(うわ薬瓦の製造に使用するうわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) | 金属鉱業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) | (略) | 一四〇 | (略) | 薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) | 貴金属製造・再生業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) | (略) |
| | ほうろう鉄器製造業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) | (略) | | | | | | | | | |

附 則

| | | | | | | | | | | | | |
|-----------|-----------|-----|-----|-------------------------------|------|-----------|--------------|-------------|-----|--|-----------|------|
| 備考 (略) | ルにつきミリグラム | (略) | (略) | アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 | 畜産農業 | 酸化コバルト製造業 | ジルコニウム化合物製造業 | モリブデン化合物製造業 | (略) | 性窒素に〇・四を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量に関して、一リットルにつきミリグラム) | 貴金属製造・再生業 | 二八〇〇 |
| | | | | | | | | | | | | (略) |
| 備考 (略) | ルにつきミリグラム | (略) | (略) | アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 | 畜産農業 | 酸化コバルト製造業 | ジルコニウム化合物製造業 | モリブデン化合物製造業 | (略) | 性窒素に〇・四を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量に関して、一リットルにつきミリグラム) | 貴金属製造・再生業 | 二九〇〇 |
| | | | | | | | | | | | | (略) |

この省令は、令和元年七月一日から施行する。

水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令の概要

令和元年 11 月
水・大気環境局水環境課

1. 改正の背景

- 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 3 条により環境省令で定めるところとされている有害物質ごとの一般排水基準については、排水基準を定める省令（昭和 46 年総理府令第 35 号。以下「排水基準省令」という。）で定めている。
 - 水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令（平成 26 年環境省令第 30 号。以下「水濁法施行規則等改正省令」という。）により排水基準省令を改正し、カドミウム及びその化合物に係る一般排水基準を強化（0.1mg/L から 0.03mg/L に変更）した（平成 26 年 12 月 1 日施行）。
 - その際、水質汚濁防止法第 27 条の規定に基づき、水濁法施行規則等改正省令附則において、直ちに一般排水基準を達成することが著しく困難であった一部の工場・事業場（4 業種）に対し、2 年又は 3 年の暫定措置として、暫定排水基準を設定した。その後、平成 28 年 12 月に水濁法施行規則等改正省令附則を改正^{*}するなど、暫定排水基準の見直しを行っており、現在は 1 業種（金属鋳業）のみについて暫定排水基準が設定されている。
 - 現行の暫定排水基準は令和元年 11 月 30 日をもって適用期限を迎えることから、適用期限後の措置について検討を行った。
 - その結果、暫定排水基準が設定されている事業場においては、山奥で電気がなく手動で排水処理を行っているため、現状では台風による大雨や融雪期の水量増加に対応が困難であることから、現行の暫定排水基準値を維持し、令和 3 年 11 月 30 日まで暫定排水基準の適用期限を延長することとした。
- ^{*}排水基準を定める省令等の一部を改正する省令及び水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（平成 28 年環境省令第 25 号）

2. 改正の内容

水濁法施行規則等改正省令の附則第 2 条第 1 項を改正し、金属鋳業に係る暫定排水基準の適用期間について、水濁法施行規則等改正省令の施行日（平成 26 年 12 月 1 日）から 5 年間（令和元年 11 月 30 日）であるものを、同日から 7 年間（令和 3 年 11 月 30 日）に延長する。

（参考）カドミウム及びその化合物に係る暫定排水基準とその適用期間

| 業 種 | 基準値（単位 mg/L） | |
|------|---------------------------------|--------------------------------|
| | 現行 | 改正後 |
| 金属鋳業 | 0.08 (H28. 12. 1～R1. 11. 30) | 0.08 (R1. 12. 1～R3. 11. 30) |

3. 施行期日

令和元年 12 月 1 日

○環境省令第十五号

水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百三十八号）第三条第一項及び第二十七条の規定に基づき、水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十一月十八日

環境大臣 小泉進次郎

水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令

水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十六年環境省令第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを

新たに追加する。

| | |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">改 正 後</p> | <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第二条 附則別表の上欄に掲げる有害物質の種類につき同表の中欄に掲げる業種に属する特定事業場（水質汚濁防止法（以下「法」という。）第二条第六項に規定する特定事業場をいう。以下同じ。）から公共用水域に排出される水（以下「排水」という。）の法第三条第一項に規定する排水基準（以下単に「排水基準」という。）は、この省令の施行の日から三年間（金属鉱業に属する特定事業場にあつては、<u>七年間</u>）は、この省令による改正後の排水基準を定める省令（以下「改正後の省令」という。）第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <p>2・3 (略)</p> |
| <p style="text-align: center;">改 正 前</p> | <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第二条 附則別表の上欄に掲げる有害物質の種類につき同表の中欄に掲げる業種に属する特定事業場（水質汚濁防止法（以下「法」という。）第二条第六項に規定する特定事業場をいう。以下同じ。）から公共用水域に排出される水（以下「排水」という。）の法第三条第一項に規定する排水基準（以下単に「排水基準」という。）は、この省令の施行の日から三年間（金属鉱業に属する特定事業場にあつては、<u>五年間</u>）は、この省令による改正後の排水基準を定める省令（以下「改正後の省令」という。）第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <p>2・3 (略)</p> |

附 則

この省令は、令和元年十二月一日から施行する。